

児童福祉法施行後の神奈川における保母養成

—1950 年前後における横浜保育専門学院の保母養成—

江津 和也

はじめに

本稿は、児童福祉法にもとづき神奈川県で最初に保母養成施設として指定された横浜保育専門学院の保母養成に着目し、児童福祉法施行後の保母養成施設における教育等の実態の一端を明らかにしようとするものである¹。

わが国の戦前戦中までの託児所等の保育施設（今日の保育所にあたる）においては、無資格の者あるいは幼稚園保姆の免許状を有する者が保育にあたっていた。つまり戦後の児童福祉法制定以前には保育の専門性をもった託児所等の保育施設の職員について規定はなく、保育にあたる者の資格や養成については幼稚園保姆の制度に依存していた。戦後、児童福祉法によって保育所等の児童福祉施設において保育にあたる者が保母と規定され、同時に学校教育法にもとづく幼稚園教諭養成とは別に、独自の保母（保育士）養成の制度がはじめて確立したのであった。

今日、子ども・子育て支援新制度の発足によって、幼稚園と保育所とが一体化した幼保連携型認定こども園が発足するにともない、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」にもとづいて保育にあたる者について保育教諭と規定し、それを幼稚園教諭免許状と保育士資格の両資格を持つ者とした。すなわち幼稚園と保育所とを一体化した施設において保育にあたる者についても、一体化する方向性が示された。今後、保育教諭として保育の職が完全に一体化されていくにあたり、これまでの保育の担い手であった幼稚園教諭と保育士（保母）とに求められてきた専門性やその養成のあり方に関して歴史的事実をふまえた議論が求められる。特に、混乱がみられる保育の概念を問い直していくためにも不可欠な作業であると考えらる。

こうしたことから幼稚園教諭養成と保育士（保母）養成の歴史的考察の必要性がみとめられるが、学校教育制度の枠内にある幼稚園教諭養成に関する歴史については教育史研究の中に一定の蓄積があるものの、児童福祉制度である保育士（保母）養成に関する歴史的な研究については少ない。そこで保育の担い手の一方であった保母がどのように養成されてきたのか。特に、保母養成施設における教育の実態について明らかにすることが求められる。本稿ではそのための基礎として戦後の保母制度発足直後の保母養成施設に関する歴史的考察をおこなうこととした。

戦後の保母制度発足直後の保母養成施設に関する先行研究としては、日本保育学会による『日本幼児保育史』、『戦後保育史』等があげられる。これらは法令にもとづいて保母養成制度や保母養成カリキュラムの変遷について示している²。また、高砂朋子がこれらをふまえつつ、さらに保母養成施設の沿革史や文集等をもちいて特定の養成施設（名古屋市立保育専門学園）の設立経緯や理念を明らかにしている³。

本稿ではこれらの先行研究に学びつつ、まず法令等にもとづき保母と保母養成施設の制度について確認する。次に、保母制度の発足直後に厚生大臣から指定を受けた保母養成施設の一つである横浜保育専門学院（横浜女子短期大学の前身）を事例としてとりあげ、実際の保母養成施設の運営、及びそこでおこなわれていた養成の実態について考察し、児童福祉法施行後における保母養成施設の教育の一端について明らかにしたい。

1. 保母制度と保母養成施設

児童福祉法の成立によって誕生した保母及び保母養成の制度について先行研究にもとづき概観しておきたい⁴。

（1）保母制度

児童福祉法の成立によって児童福祉施設において「児童の保育に従事する女子」を「保母」と規定することとなった⁵。これによって、保育所の前身となった託児所等において保育に従事するのに幼稚園保母の免許を持つものを充てるという戦前戦中の状態から脱し、保育所において保育にあたるものについて独自の資格が誕生したこととなった。これによって保母資格と幼稚園教諭免許状という資格だけでなく、保母養成と幼稚園教諭養成とが完全に二元化されたといえる。

保母資格が与えられるのは、まず①厚生大臣の指定する保母を養成する学校その他の施設を卒業した者、②保母試験に合格した者、③児童福祉事業に5年以上従事した者であって、厚生大臣が特に適当と認定した者、以上のうち一つに該当する者に授与されることとなった⁶。なお、旧制度の下から児童福祉に従事していたものに対し、1950年度まで暫定的な措置として保母資格認定講習会が設けられ、それを受けたものには保母資格が与えられた⁷。

保母養成に関しては幼稚園教諭の養成とは異なり、保母養成施設を卒業するもののほか、保母試験によって取得するものが多かったのが特徴だといえる。表1にみるように保母制度発足当初は、保母試験によって資格取得するものに依存していたことがわかる。養成施設が整備されていくにしたがってその卒業者の割合が増加していったものの、表2からわかるように保育所数が急増する中、養成施設だけでは保母を充足できなかったためといえる。

表1 保母養成施設卒業者と保母試験合格者⁸

年度	保母養成施設卒業者（割合）	保母試験合格者（割合）
1949（昭和24）年	50名（1.2%）	4229名（98.8%）
1950（昭和25）年	201（3.8）	5334（96.2）
1951（昭和26）年	254（4.0）	6342（96.0）
1952（昭和27）年	523（6.5）	8008（93.5）
1953（昭和28）年	785（7.5）	10419（92.5）
1954（昭和29）年	1242（14.0）	8859（86.0）
1955（昭和30）年	1428（14.3）	9960（85.7）
1956（昭和31）年	1581（19.3）	8179（80.7）
1957（昭和32）年	2144（31.5）	6809（68.5）
1958（昭和33）年	2149（33.8）	6363（66.2）
1959（昭和34）年	2030（34.7）	5853（65.3）
1960（昭和35）年	2320（39.3）	5897（60.7）

表 2 保育所数⁹

年度	神奈川	全国
1947 (昭和 22) 年	30	1500
1948 (昭和 23) 年	60	1787
1949 (昭和 24) 年	—	2591
1950 (昭和 25) 年	—	3684
1951 (昭和 26) 年	130	4485
1952 (昭和 27) 年	137	5123
1953 (昭和 28) 年	138	6856
1954 (昭和 29) 年	154	7693
1955 (昭和 30) 年	164	8321

(2) 保母養成施設の設置及び運営基準

保母養成施設の設置等の基準については、1948 年 4 月 8 日付厚生省児童局長通牒中の「保母養成施設の設置及び運営基準」に示されている¹⁰。この基準が保母養成施設として指定される条件となり、旧制度下で様々な年限、形態で保母養成をおこなっていた学校も、この基準を満たすことが求められた。発足直後の保母養成施設に期待されていたことを理解するために、この基準に示される施設の目的規定、教員、教育課程及び入学資格等について確認しておきたい。

この基準では、まず保母養成施設の目的を「児童福祉施設において、児童の保育に従事しようとする、女子に対し、この事業に必要な理論及び実習を授けること」とした。その設置は、国、地方公共団体及び厚生大臣の承認を得た法人又は団体のみがおこなうこととした。

職員の構成として、所長、教諭、事務職員を置くこととされ、所長及び教諭は専任でなければならなかった。専任である教諭は生徒数 30 名につき 1 名置く必要があったが、これは施設の生徒定員 30 名以上とされていたことから今日の見地に立つとそれほど困難な条件ではなかったといえる。また、教員（所長、教諭、講師）の要件として、「学校教育法による大学の教授又は、高等学校の教諭の資格を有する者」が第一にあげられ、次に「児童福祉に関係ある事業に従事している者及び医師等」であって厚生大臣の承認を得たものとされた。児童福祉の分野として乳幼児の保育をつかさどる保母を養成するという観点から、教員要件として児童福祉事業従事者や医師が含まれていたことは注目される。

表 3 学科目及び配当時間数

	学科目	配当時間数		学科目	配当時間数
1	倫理学	四〇	1 2	グループ、ワーク	四〇
2	教育学及び教育心理学	四〇	1 3	自然研究及び社会研究	八〇
3	保育理論	一六〇	1 4	音楽	二〇〇
4	児童心理学及び精神衛生学	一五〇	1 5	リズム	八〇
5	生理学及び保健衛生学	八〇	1 6	遊戯	八〇
6	栄養学	四〇	1 7	お話	四〇
7	育児法	四〇	1 8	絵画	四〇
8	小児病学	四〇	1 9	製作	四〇
9	看護学	四〇	2 0	英語	四〇
1 0	社会事業一般	四〇	2 1	児童の福祉に関する法令	特別講義
1 1	ケース、ワーク	四〇	計		一、三五〇

次に教育課程についてみると、修業年限が2年とされ、学習すべき学科目は表3の通りとされた。学科目についても保育理論や内容に関わるもののほか、幼稚園の教職課程にはない児童福祉や医学衛生のものが含まれていることがわかる。ここでは学科目名だけ示され、今日の指定保育士養成施設に求められるような「教科目の教授内容」のような詳細の規定は存在していなかった。

これ以外にも、実習科目について「保育、育児、看護、教護、栄養、音楽、遊戯、お話、絵画、製作等に関する研究及び実習を所長の指定する、児童福祉施設病院保健所等において保母実習生として行ふ」と規定されていた。またこれらの配当時間数については、「所長の定めるところによる」とされ、保育実習の施設や時間数が保母養成施設ごとの裁量でおこなわれていたことを示している。

入学資格については「高等学校を卒業した者、若しくは、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者又は文部大臣において、これと同等以上の資格を有すると認定した者」、また「満十八歳以上の女子であつて児童福祉施設において、二年以上児童の保護に従事した者」とされた。

なお、1951年には児童福祉法施行規則に保母養成施設の指定要件が加えられ、適当な建物及び設備をもっていること、学生定員は100人以上とし、1学級50人以上であること、また専任教員数は、おおむね学生40人に1人以上おくことが求められた¹¹。また、1952年には履修科目及び授業時間数が、短期大学設置基準に準じて修業時間数の規定から単位化されるなどの改定があった。この改定により短期大学の中で保母養成施設指定をうける数が増加したものの、平均95単位を履修する必要があったため。当時の短期大学において保育士と幼稚園教諭とをあわせて養成するのは困難であったとされる¹²。

（3）最初に指定を受けた保母養成施設

児童福祉法にもとづく保母制度の下、最初に保母養成施設として指定を受けたのは、1948年7月26日の名古屋市立保育専門学院、大阪府立保母学院及び千葉県立保母養成所であった¹³。続いて、1948年11月5日に東京都立高等保母学院、神奈川県立横浜保母学院、高知県立保母養成所、福岡保育専攻学校が指定を受けた¹⁴。さらに、1949年7月20日には、東京都厚生事業協会附属厚生保母学園、福島県立高等保母学院、福島県立高等保母学院、岡山県立保母養成所、宮城県立保母養成所が続いた¹⁵。

これらをみると福岡保育専攻学校及び東京都厚生事業協会附属厚生保母学園の2施設だけが私立であり¹⁶、その他については地方公共団体が設置していたことが窺える。こうしたことから保母養成は地方公共団体との結びつきが強かったといえる。

2. 横浜保育専門学院（横浜保母学院）

前章において、最初の保母養成施設のうち私立は全国で2施設であったと述べたが、それが必ずしも正確ではないということが本稿をまとめるにあたって明らかになった。すなわち、1948年11月に指定を受けた「神奈川県立横浜保母学院」は「県立」を冠しているが、神奈川県が設置し、運営したのではなく、戦前からの保母養成校であった「私学」で

ある横浜保母学院が、あくまでも神奈川県の実務委託を受けて養成をおこなっていたからである。

横浜保母学院はもともと託児所や乳児院の施設長を務めるなどの児童福祉事業家であった平野恒子が、制度上は幼稚園保母を養成する学校としてではあるが、主に託児所において保育に従事する保母を養成する機関として 1940 年、横浜市南区に「横浜保母学院」として開設したものである¹⁷。こうした保育所の前身ともいえる託児所の保母養成を志向してきた横浜保母学院の設立経緯にくわえて、児童福祉事業に造詣の深い平野恒子が校長ということもあって¹⁸、保母養成が急務であった神奈川県の児童福祉担当者が注目したものと推察される。平野の述懐によれば、最初は 1948 年に神奈川県民部児童課長が来校し、建物ごと県に売却することを要請してきたがこれを拒んだことから、結果として神奈川県と委託契約を締結することとなったという¹⁹。

神奈川県との委託契約は、神奈川県知事と設置主体の財団法人白峰会理事長平野恒子との間で取り交わされた。県知事からの理事長宛「県営保母養成施設の事業委託について」²⁰によると、「県営保母養成施設の設置につき厚生大臣に指定申請中のところ右指定になった上は其の事業を財団法人白峰会横浜保母学院に委託致したきにつき御承諾に成りたい」とし、さらに「一、当施設の運営は厚生省より指示のあった保母養成施設の設置及び運営基準によって実施すること 二、前号に変更のあった場合は速に県を経由して厚生省の承認を得ること 三、当施設の経営に要する経費は予算の限度内に於て交付すること 四、前号の経費について交付を受ける場合は左の様式によって翌月十日迄に請求すること、五、授業料は無料とすること 六、当施設の諸帳簿類は明細に記録して置き何時でも監査を受けられるように整理して置くこと 七、当施設の運営に関する諸報告類は翌月の十日迄に提出すること」を求めていた。もともと平野は、横浜保母学院を短期大学に昇格、改組したい意向であったが委託を受け入れるにあたって断念し、せめても名称だけということで「専門」を冠して横浜保育専門学院と改めている²¹。

現在、わが国では緊急雇用対策（就労支援）の離職者等再就職訓練として、保育士養成施設の指定を受けた専修学校専門課程や短期大学が、都道府県の委託を受けて定員の一部を訓練生として受け入れ、一般学生とともに保育士養成する制度が存在している²²。これと同様の制度が、保母制度が確立された時期に、それも一つの保母養成施設単位で実施されていたのである。つまり告示に記された「県立」は地方公共団体が設置、運営するというのではなく、一つの保母養成施設の単位で神奈川県が保母養成を委託し、運営費用を交付することを示しているのではないかと推察される。

県との契約中に示される、授業料の無償は注目される。この当時、神奈川県には保育者養成校として、保母養成施設である横浜保育専門学院（2 年制）及び、幼稚園教諭指定養成機関である横浜聖徳保育学校（1 年制）とがあったが、それぞれの入学案内をみると前者²³が「授業料不要」を特典として謳っているのに対し、後者²⁴は検査料、入学金として 300 円、授業料 600 円、楽器使用料 50 円が必要であった。当時の幼稚園教諭と保母の社会的評価をあわせて考えなければならないが、神奈川県では幼稚園教諭免許状を取得する

ためには授業料の負担が生じ、保母養成施設において保母資格を取得するには授業料が不要だったのであった。

神奈川県からのこうした委託は、横浜保育専門学院が横浜女子短期大学へと改組、昇格した 1967 年まで続いたが²⁵、あくまで県が経費を負担し保母養成を託すのみであり、運営は私学である横浜保育専門学院が独自におこなっていた。すなわち後でみるように「県立」というより、むしろ私学としての独自性をもって保母養成にあたっていたのである。

3. 横浜保育専門学院における保母養成

保母養成施設の設置や運営の基準に示された教育課程や教員要件等についてはすでに考察したが、実際の保母養成施設において、どのような教育がおこなわれていたのだろうか。横浜保育専門学院をとりあげその実態の一部を明らかにしたい。各種学校だったということもあり公文書類が確認できなかったため、創設者の自伝、沿革史及び同窓会誌等を資料として用いることとした。

表 4 横浜保育専門学院職員講師氏名²⁶

氏名	担当課目	最終学歴	兼務者については本務の職業
平野恒子	倫理・保育理論	青山学院神学部	
池上キヨ	保育実習	横浜保育専門学院	
宮脇源次	社会学	立教大学大学院 応用社会学専攻	
秋山幸	栄養学・栄養学実習	日本女子大学家政科	
市川昭子	体育・リズム 集団遊戯	横浜保育専門学院	
市川三太	生理学	オハイオ州立大学大学院医学部	昭和医科大学教授
入江英博	小児病学	東京帝国大学医学部	横浜医大助教授
卒川智賢	社会福祉法制	仏教専門学校	神奈川県共同募金会
富田富士男	社会研究	関東学院神学部	関東学院大学教授
吉村良司	精神衛生	東京帝国大学文学部	神奈川県身体障害者更生相談所長
高橋正	自然科学	慶応大学工学部	横浜医大講師
高島浩子	英語	青山学院大学文学部	
谷川貞夫	児童福祉概論、コミュニティ・オーガナイズেশション	東洋大学文学部	社会事業研究所長
竹田俊雄	児童心理学 保育理論	東京帝国大学大学院心理学専攻	母子愛育会
仲村優一	社会事業一般、ケース・ワーク	東京帝国大学経済学部	日本社会事業大学助教授
上野俊	音楽	東京音楽学校	共立学園教諭
瓜巢憲三	グループ・ワーク、養護理論	二松学舎専門学校	神奈川県立国府実修学校長
内須川洗	臨床心理学	東京大学大学院教育心理学専攻	フェリス女子短期大学講師
松川成夫	教育学、教育心理学	東京大学大学院教育学専攻	東京女子大学助教授
松葉重庸	言語、演劇	東京帝国大学文学部	移動人形劇団主宰
青木文江	看護学、看護学実習	日赤看護看護婦養成所	日赤神奈川県支部
阿部宗芳	施設管理	日本大学専門部宗教学科	神奈川県民生部
水沢陽子	音楽	東京芸術大学音楽部	
清水元長	絵画製作	日本大学専門部芸術科	清水絵画研究所主宰
宍戸章夫	保健衛生	北海道帝国大学医学部	横浜医大助教授
五十嵐康子		横浜女子商業学園高校	

(1) 学科目及び教員

表 4 は横浜保母専門学院の 1952 年頃の学科目及び教員を示したものである。これをみ

ると学科目についてはほぼ 1952 年の厚生省告示²⁷に示された通りである。教員については、当時同じ横浜市南区にあった横浜医科大学（1952 年から横浜市立大学医学部）の教員、また神奈川県との結びもあって神奈川県の福祉事業にかかわる講師らが教育にあたっていた。また戦前戦後を通じて児童福祉において功績があった平野恒子の人脈からか、仲村優一など当時の社会福祉をリードしていた人物の名前もみえる。

また、キリスト教徒であり、児童福祉事業に精通した平野が倫理学を講じていたことにより、こうしたことが生徒たちに大きく影響を与えたことは想像にかたくない。今日の指定保育士養成施設の基準にある「教科目の教授内容」のような教育内容の具体的な規定がなかったことから、それぞれの学科を教授する人物によって保母養成の中身が大きく左右されていたものと考えられる。

（２）保育実習

設置及び運営の基準において実習のあり方は保母養成施設の裁量であったが、横浜保育専門学院ではどのような実習がおこなわれていたのだろうか。保育実習指導の中身について示す資料は確認できない。沿革史によると、1、2 年を通じて保育実習が、横浜保母専門学院の設置主体である白峰会が設置する中村愛児園、高風保育園（保育所）及び高風子供園（養護施設）等を専属の実習先として実施されていた²⁸。これらの保育施設は近隣に所在しているので、おそらくまとまった期間に実習をおこなったのではなく、年間を通じて適宜、現場に入り保育経験を重ねたのではないかと思われる。

また、1950 年から 1956 年まで、戦後の労働力不足を補うという貢献も兼ねて 2 年生が夏と秋の 2 回、神奈川県各地の農繁期季節保育所において実習がおこなわれていた²⁹。こちらの実習については卒業生たちが、「2 年の始め、川崎の季節保育所に行った時には、1 ヶ月間、無我夢中で保育した。2 人 1 組で私は、真里谷さんと組み、新設の柿生季節保育所、浄慶寺という尼寺に泊まり、30 人ぐらいの異年齢集団を、いかに楽しく安全に保育するか頭を痛め、毎日のように『おみやげ』を持たせたり、踊ったり、歌ったり、若さのありったけをぶつけた 1 ヶ月だった」³⁰、「鶴見総持寺の本堂で、園児と共に修証儀（メロディーになっておりました）合掌礼拝したこと。農村に 1 ヶ月、泊まり込み」³¹したなどと述懐しているように、寺院等での宿泊をとまなう 1 ヶ月間という長期の保育実習であった。

（３）入学者と学生生活

横浜保育専門学院の定員は当初 30 名であったが、1951 年まで毎年 10 名から 23 名の入学者があったに過ぎなかった。1952 年以降は定員を 50 名として次第に学生数も増加、寄宿舎を増築するほどになっていく³²。

入学資格は高等学校卒業者とそれと同等以上の者とされていたが、どのような者が入学していたのだろうか。入学者の年齢や境遇はさまざまであり、例えば 1952 年卒業生によると、当時 2 年生が 23 名いたが、19 歳が 8 名、25 歳が 5 名、36 歳が 1 名という内訳で年齢の幅が広く、さらに既婚者が 3 分の 1 であるなど、横浜保育専門学院において保母資格を取得しようとする者の境遇は多様であった³³。また、「平野学長の地方講演を聴いて感激し、横浜保専で学びたいと、希望に燃えて入学した方が、大変多」³⁴く、北は北海道か

ら南は九州までと広く地方からも入学者がいたという。

こうした多様な学生たちが、正規の教育課程のほかに自治会活動及び寮生活を通じて、また授業や日常生活において平野恒子からの薫陶を受けることによって、同窓の絆を深め神奈川県を中心に保育所保母のネットワークを形成していった様子が同窓会誌の卒業生の述懐にみられる。

5. おわりに

本稿では、まず児童福祉法施行により成立した保母養成施設の制度について、先行研究や関係法令にもとづいて考察した。児童福祉法施行直後の保母養成施設の基準では、学科目の教授内容や実習についての詳細な規定はなく、担当者やそれぞれの保母養成施設がその独自性を発揮する可能性があった。このことは養成教育の質がそれらに左右される可能性があったことを示している。

また、1950年代までの保母養成施設の基準では履修すべき単位数の関係から、保母養成と幼稚園教員養成とをともに行うことが困難であった。1960年代に保母養成施設の基準が幼稚園教員養成に接近することにより、現在のほとんどの保育者養成校のように保母（保育士）と幼稚園教諭免許状の両資格の取得が可能になっていくことになる³⁵。1950年代までの保母養成施設の教育内容には、幼稚園教諭とは異なる保母独自の専門性があらわれていたといえる。

次に、横浜保育専門学院を事例に、保母制度発足当初の保母養成施設の実態について考察した。保母養成施設は地方公共団体との結びつきが強く、ほとんどが公立であったが、横浜保育専門学院は私立学校でありながら、神奈川県から委託を受けて保母養成をおこなっていた。そのため県から運営費を交付され、学生たちには授業料無償の特典が付されることとなった。

また、横浜保育専門学院における教育について沿革史や同窓会誌などから抽出しようと試み、設置されていた学科目とその担当者、多様な学生の存在、さらに保育実習施設や実習期間などについて明らかにすることができた。

今後の課題として、幅広く資料の発掘を試み、他県の場合も含み、児童福祉法施行直後の保母養成施設の諸側面の実態について明らかにしていきたい。

注

¹ 学校教育法及び児童福祉法施行以前には、幼稚園令によって「保母」が幼稚園の教員として規定されており、幼稚園以外の託児所等の保育施設の職員にも「保母」の免許状を有するものがあてられることが多かった。本稿では、「保母」としたときには幼稚園令のもとづくこの「保母」を示し、「保母」としたときには児童福祉法によって規定された「保母」をあらわすこととする。また「保母」は、1999年に児童福祉法施行令改正によって「保育士」と改称されたが、保育士養成をめぐる今日的課題を述べる際には「保育士」「保母（保育士）」をもちいることとする。

² 岡田正章ほか『戦後保育史』上巻（フレーベル館、1980年）。日本保育学会編『日本幼児保

-
- 育史』第6巻（フレーベル館、1975年）。
- 3 高砂朋子「戦後保育士養成のあゆみ（1） -児童福祉法の制定と保育養成-」『創発 大阪健康福祉短期大学紀要』第10号（2011年）
 - 4 副島ハマ「保育」厚生省児童局企画課長川島三郎編『児童福祉の諸問題』（港出版合作社、1950年）（水野浩志ほか編『戦後保育50年史第3巻 保育者と保育者養成』日本図書センター、2014年に所収）を参照した。
 - 5 児童福祉施設には、保育所だけではなく当時の法令では母子寮、児童厚生施設、養護施設、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設及び教護院等の9施設を含んでいる。
 - 6 児童福祉法施行令第13条。
 - 7 副島ハマ、前掲論文、117頁。
 - 8 「保育者養成機関 1962（昭和37）年度」『保育学年報』創刊号（日本保育学会、1963年）（水野浩志ほか編、同前書、所収）179頁。
 - 9 白峰学園保育センター編『保育の社会史 -神奈川近代の記録』（筑摩書房、1987年）230頁。
 - 10 「保育養成施設の設置及び運営に関する件（昭和二十三年四月八日児発第一〇五号各都道府県知事宛児童局長通牒）」（児童福祉法研究会編『児童福祉法成立資料集成』下巻（ドメス出版、1979年）526-528頁に所収）。
 - 11 高砂、前掲論文、59頁。
 - 12 同前論文、60頁。
 - 13 厚生省告示第五十七号（1948年7月26日）（児童福祉法研究会編、前掲書、381頁に所収）。
 - 14 厚生省告示第九十四号（1948年11月5日）（同前書、381頁に所収）。
 - 15 厚生省告示第百五十二号（1949年7月20日）（同前書、381頁に所収）。
 - 16 福岡保育専攻学校は1950年に西南学院と合併し、西南学院大学短期大学部児童教育科となった。また、東京都厚生事業協会附属厚生保母学園は、1953年に白梅学園が事業を受け継ぎ、現在それが白梅学園大学の保育士養成に引き継がれている。学院史企画委員会編『西南学院七十年史』上巻（1986年）509頁。日本高等教育評価機構『平成22年度 大学機関別認証評価 自己評価報告書 白梅学園大学』2010年）4-5頁。
 - 17 白峰学園保育センター編『神奈川の保育史資料』（白峰学園保育センター、1989年）63頁。本稿で述べるように1949年からは保育養成施設である横浜保育専門学院となり、さらに1967（昭和42）年には横浜女子短期大学となり保育養成とともに、幼稚園教諭養成もおこなうようになった。短大昇格とともに神奈川県との委託契約は解消される。
 - 18 戦後、平野恒子は厚生省の依頼を受け、保育養成施設基準の審議に参加している。平野恒子『児童福祉とわが人生』（神奈川新聞厚生文化事業団、1982年）124頁。
 - 19 平野恒子『白い峰』（神奈川新聞者出版印刷局、1959年）199頁。
 - 20 同前書、199-200頁。
 - 21 同前書、201頁。
 - 22 例えば千葉県がおこなった平成27年度離職者等再就職訓練「保育士養成コース」では、保育士養成施設の指定を受けた、県内5つの短期大学及び専修学校専門課程が計55名の訓練生を受け入れることとなっている。2年間の訓練に必要な授業料については、県と養成施設との委託契約にもとづき県が負担することになっていて、訓練生は授業料が免除されている。
<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanjin/boshuu/2015/documents/27hoiku-bosyuannai.pdf>
 - 23 「横浜保育専門学院入学案内」『保育カリキュラム 3月プラン』第2巻第12号（神奈川県保育連合会、1952年3月）（保育カリキュラム委員会編『神奈川のある保育のあしあと』神奈川県保育連合会、1986年所収）。
 - 24 「横浜聖徳保育学校入学案内」、同前書。
 - 25 横浜女子短期大学編『創立55年 横浜女子短期大学 -誇りある道一筋に-』（1996年）14頁。
 - 26 平野恒子、前掲書（1959年）、207-209頁。
 - 27 厚生省告示第三十三号（1952年3月1日）（岡田正章ほか、前掲書、266頁所収）。

-
- ²⁸ 横浜女子短期大学編、前掲書、6 頁。
- ²⁹ 同前書、8 頁。
- ³⁰ 小林陽子（27 年卒）『『あゆみ』から』小百合同窓会編集委員会編『さゆ里』（1988 年）、32 頁。
- ³¹ 塚田規（31 年卒）「寮生活の思い出」、同前書、37 頁。
- ³² 白峰学園保育センター編『保育の社会史 ―神奈川近代の記録』（筑摩書房、1987 年）247 頁。
- ³³ 小林陽子、前掲。
- ³⁴ 森田久（30 年卒）「特集号によせて」、小百合同窓会編集委員会編、前掲書、35 頁。